

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※1でも
物価高騰対応重点支援給付金を受給できる場合があります

受給には申請が必要です

- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、物価高騰対応重点支援給付金をご自身が受け取ることができる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在、長岡市にお住まいの場合は受け取ることができます。
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットで「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

下記に該当する避難世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給します。

「世帯全員」が令和5年度「住民税非課税」の世帯

申請期間と給付金の支給手続き

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請期間：令和6年2月29日(木) ※必着

- 市HP掲載の申請書に必要事項を記入して郵送するか、添付書類とともに市役所福祉窓口に直接提出（平日のみ）してください。

【郵送先：〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10

アオーレ長岡内 非課税世帯等臨時特別給付金室】

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、**長岡市給付金専用コールセンター**にご相談ください。

Q1 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A1 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在、長岡市にお住まいの場合は受け取ることができます。（現在、長岡市外にお住まいの方は下記のQ3をご覧ください。）

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q2 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A2 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、避難者ご自身（および同伴者）が住民税非課税である場合には受給できます。

Q3 現在の住まいで受給はできますか？

A3 ※今回の給付金は以前までと異なり、DV等避難者等の取り扱いを国が統一していないため、現在お住まいの市区町村ごとに給付の有無が異なります。
長岡市外へ避難されている方は、まずは現在お住まいの市区町村で受給可能か、可能な場合には申請に何が必要となるかについてお問い合わせください。
現在お住まいの市区町村でDV等避難者向けの給付がない場合は、下記の長岡市給付金コールセンターへご相談ください。

お問い合わせ

長岡市給付金専用コールセンター



0258-39-2347

受付時間 平日8:30～17:15